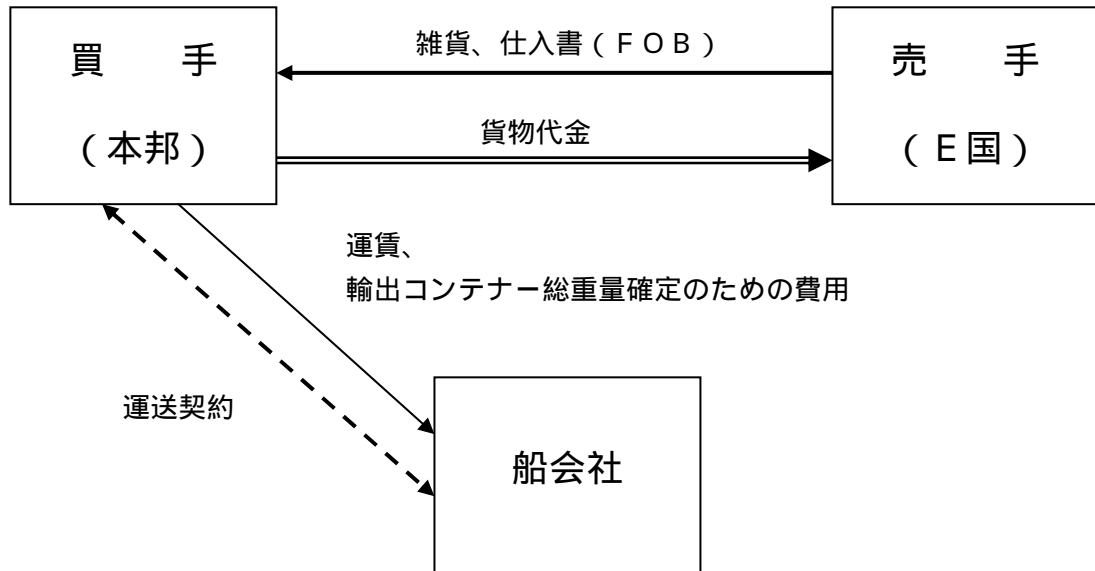


38. 買手が船会社に支払う輸出コンテナ総重量確定のための費用  
 （「海上人命安全条約（SOLAS条約）」改正により発生する費用）



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から雑貨を購入（輸入）するために、船会社と運送契約を締結し、輸入貨物の運賃を支払っています。

「海上人命安全条約（SOLAS条約）」（ ）は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量情報を船長に提供することを荷送人に義務づけていましたが、提供された総重量情報の誤りに起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、総重量の確定方法が、平成28年7月1日より発効する改正SOLAS条約に定められました。

これにより、輸出国における輸出コンテナの総重量確定のための費用が、船会社から当社（買手・用船者）に請求されました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払った輸出国における輸出コンテナの総重量確定のための費用は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

海上人命安全条約（SOLAS条約）  
 船舶の安全性確保のための規則を定める多国間条約

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払った輸出国における輸出コンテナ総重量確定のための費用は、現実支払価格に加算する必要があります。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいいます。

コンテナ－貨物総重量の確定方法が条約に定められたことに伴い、船会社から請求されることとなった当該費用は、貴社(買手・用船者)が輸出国で貨物の輸出を行うために必要な費用として、船会社に対して支払われているものと認められます。

したがって、当該費用は、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用として、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(5)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)